

東松山市ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が開設する公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に有料で広告を掲載するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告ホームページ」とは、市ホームページに掲載する広告から接続できるホームページをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 市長は、広告掲載の公平性及び中立性を保つため、広告掲載の基準を別に定める。

(掲載の位置)

第4条 広告の掲載位置は、市ホームページで市が指定した位置とする。

2 広告の掲載期間中において市ホームページの運用上必要が生じた場合は、市の裁量により、前項に定める位置を変更することができる。

(広告の規格)

第5条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、その1枠の規格は、縦50ピクセル、横150ピクセル以内とし、10キロバイト以内のGIF形式又はテキスト形式とする。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1月を単位とし、連続して掲載する期間は最長で12月とする。

2 広告掲載の開始日は月の初日とし、終了日は月の末日とする。

(広告掲載料)

第7条 1枠当たりの広告掲載料は、次の表のとおりとする。

	1月以上11月以内	12月
トップページ	15,000円	13,500円

トップページ以外のページ	6, 000円	5, 400円
--------------	---------	---------

(広告の掲載希望者の募集)

第8条 広告の掲載希望者の募集は、市ホームページ及び広報紙に掲載して公募するものとする。

(広告の掲載申込み)

第9条 広告の掲載希望者は、広告の掲載開始希望日の1月前までに東松山市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(広告の掲載決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その掲載の可否を、第3条の規定により定める基準(以下「基準」という。)により決定し、東松山市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、広告の掲載希望者へ通知するものとする。ただし、決定が困難な場合は、東松山市ホームページ広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て、可否を決定する。

(審査委員会)

第11条 前条ただし書に規定する広告の掲載の可否を審査するため、審査委員会を置く。

2 審査委員会の委員長は、政策財政部次長をもって充て、委員は、総務部総務課長、政策財政部政策推進課長、政策財政部契約検査課長、環境産業部商工観光課長及び市民生活部人権市民相談課長をもって充てる。

3 審査委員会の会議は、委員長が召集する。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

6 審査委員会の庶務は、政策財政部広報広聴課において処理する。

(広告原稿作成及び提出)

第12条 広告掲載決定通知を受けたもの(以下「広告主」という。)は、そ

の責任及び負担において作成した広告の原稿及び電子データを、市長が指定する期日までに、政策財政部広報広聴課に提出しなければならない。

(掲載料の納入)

第13条 広告主は、広告掲載料を市が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告内容の変更等)

第14条 市長は、広告又は広告ホームページの内容等が基準に違反するに至ったとき又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告又は広告ホームページの内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への通知を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告又は広告ホームページの内容等が基準に違反するに至ったとき又はそのおそれがあると判断したときで、前条の規定によっても、その違反又はおそれが解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が市ホームページへの広告の掲載が適切でない判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は東松山市ホームページ広告掲載取下書(様式第3号)により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第17条 第15条第4号及び第5号に規定する広告掲載を取り消した場合又は第16条に規定する広告掲載を取り下げた場合は、納付済み広告掲載料は

返還しないものとする。

2 広告掲載期間内に、市の都合でホームページを閉鎖した場合又は広告を掲載できなかった場合は、その日数に応じて、広告掲載料を返還する。ただし、閉鎖日数又は広告を掲載できなかった日数が2日以内の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

3 前項の規定により返還する広告掲載料は、第7条の表に掲げる広告掲載期間の区分に応じそれぞれ同表に定める広告掲載料を閉鎖日又は広告を掲載できなかった日の属する月の日数で除して得た額に、閉鎖日数及び広告を掲載できなかった日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第18条 広告及び広告ホームページの内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿及び電子データの作成に係る経費は、広告主の負担とする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月4日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月17日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の東松山市ホームページ広告掲載要綱第7条の規定は、この要綱の施行の日以降に申込みのあった広告について適用し、同日前に申込みのあった広告については、なお従前の例による。

東松山市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所（所在地）

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

電 話

F A X

担当者氏名

東松山市ホームページ広告掲載要綱第9条の規定に基づき、次のとおり東松山市ホームページへの広告の掲載を申し込みます。なお、掲載に当たっては、市税等を完納し、東松山市ホームページ広告掲載基準の内容を遵守することを誓約いたします。

また、課税された市税の納税状況について市が調査することに同意します。

1. 広告の内容

デザイン

2. リンク先URL

3. 掲載希望ページ トップページ
トップページ以外のページ（ ）

※希望するページにを入れてください。

4. 広告掲載希望期間

年 月～ 年 月まで（ か月）

5. その他

様式第2号（第10条関係）

東松山市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

東松山市長 印

東松山市ホームページへの広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 決定区分

・掲載することに決定しました

・掲載しないことに決定しました

(不掲載の理由)

2. 広告掲載期間 年 月～ 年 月まで (か月)

3. 広告掲載料 円 (円 × か月)

4. 備考

年 月 日までにバナー広告データの提出及び広告掲載料の納付をしてください。

東松山市ホームページ広告掲載取下書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所（所在地）

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

電 話

F A X

担当者氏名

東松山市ホームページ広告掲載要綱第16条第1項の規定に基づき、次の理由により広告掲載を取り下げます。納付済みの広告掲載料については、同要綱第17条第1項の規定により返還されないことを承諾します。

1. 広告掲載中止希望日 年 月 日

2. 取下理由